

文部科学省通知「不登校時の自宅学習を学校の出席扱いとできる」を  
活用した公民連携対策

# 尼崎市における取組について

尼崎市教育委員会事務局  
学校教育部 こども教育支援課

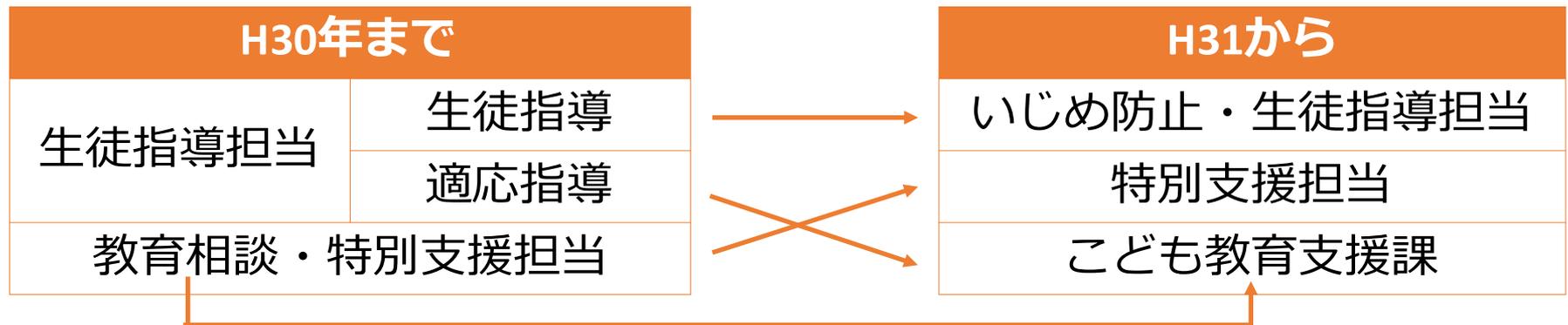
嶋名 雅之

## こども教育支援課の業務

尼崎市教育委員会事務局

学校教育部 こども教育支援課

- ・ 不登校対策事業
- ・ 教育相談事業（電話相談、面接相談、心療内科医・精神科医による教育相談）
- ・ 教育委員会における虐待通報の窓口



## 尼崎市の基礎情報

- ・ 阪神広域圏に属する
- ・ 大阪平野の西部
- ・ 兵庫県の東南部
- ・ 東西 8 km
- ・ 南北 12km
- ・ 総面積 50km<sup>2</sup>
- ・ 人口 約45万人
- ・ 大阪市、豊中市、伊丹市、西宮市の4市と隣接



稲村和美市長



松本眞教育長



## 尼崎市立の学校 (平成31年4月1日現在)

幼稚園 9園

小学校 41校

中学校 17校

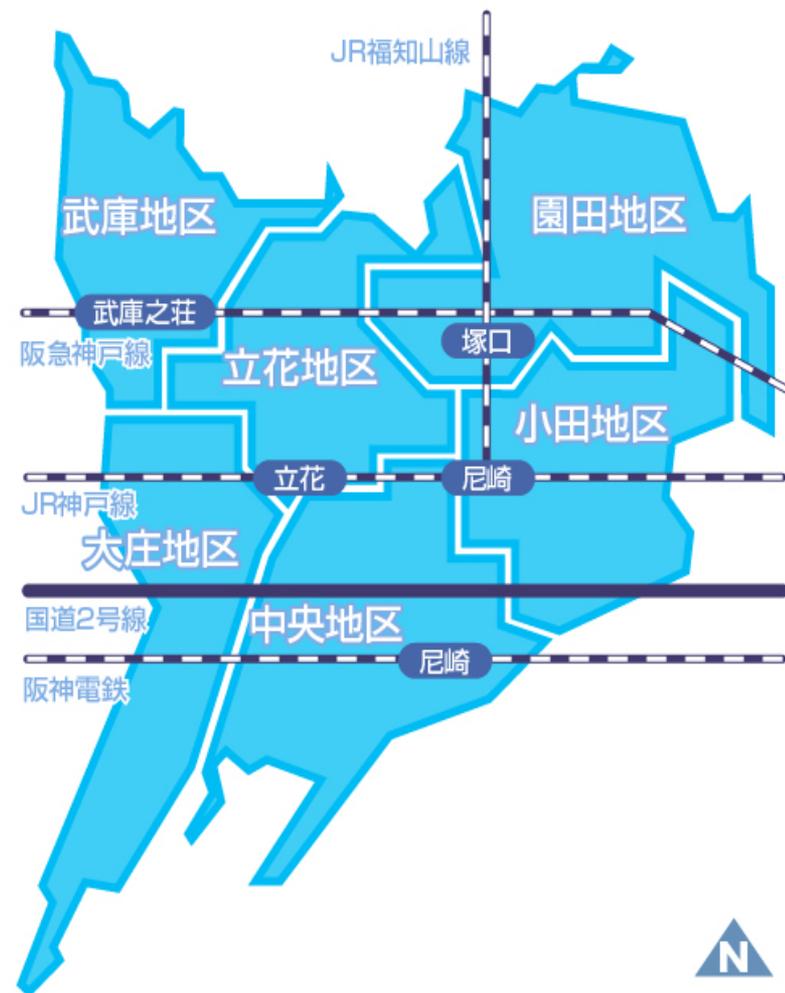
特別支援学校 1校

市立高校 3校

小学校児童数 約21千人

中学校生徒数 約 9千人

高校生徒数 約 2千人



## 教育機会確保法の制定

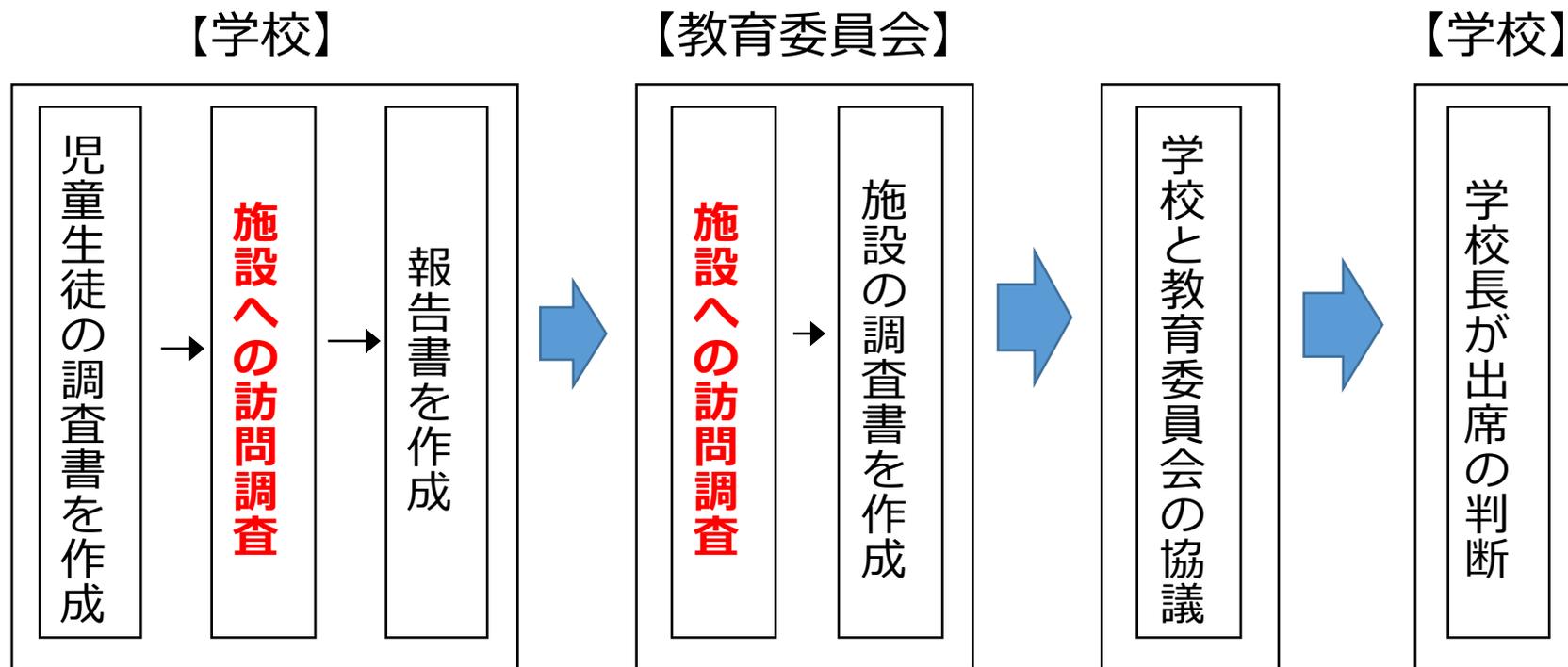
- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（教育機会確保法）の制定（平成28年）
- 教育機会確保法の基本理念
  - ・ 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、**個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援**が行われるようにすること
  - ・ 国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う**民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携**の下に行われるようにすること

## 教育機会確保法

### 第13条

国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が**学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み**、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該**不登校児童生徒の状況に応じた学習活動**が行われることとなるよう、当該不登校児童生徒及びその保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。）に対する**必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置**を講ずるものとする。

## H30年までの状況

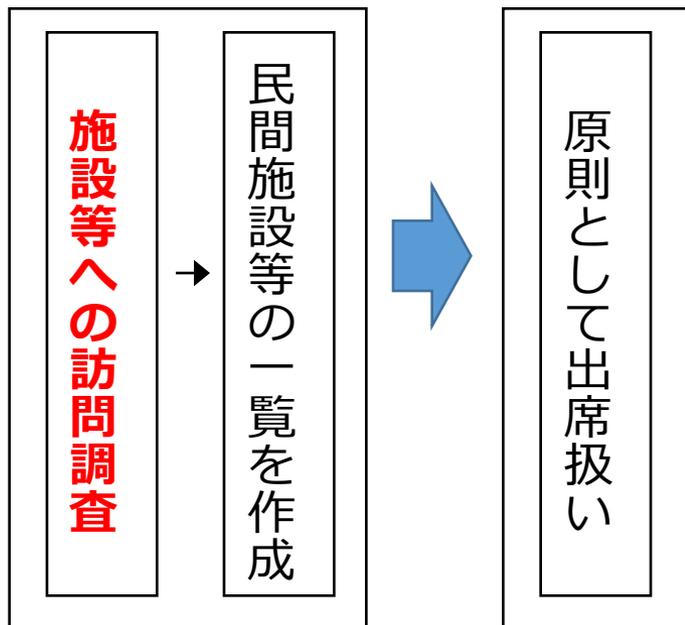


- 指導要録上の出席扱いとする基準が市内で統一されていない。
- 同施設に通う児童生徒でも、在籍校によって判断が異なる場合がある。
- 施設への訪問調査を学校、教育委員会ともに行っている。
- 通所型の民間施設のみを対象とする。（ICT活用等是非対応）

## H31年からの対応

【教育委員会】

【学校】



児童生徒の状況等により  
校長が出席を認定

### 主な変更点

- 施設等の調査を**教育委員会が一括して実施**
- 施設等の**判断基準を市教委として統一**
- 学校からの**手続きを簡素化**
- 認定された民間施設等の一覧を提示
- 通所施設だけでなく、**訪問やICT等を活用して支援を行う事業者も認定**

## 事業内容に関する事項

➤ 次のいずれかの支援事業を行っていること。

ア 指導員等が自宅等に訪問し、指導等を行う事業  
**(訪問型)**

イ インターネットなどICTを活用し、指導員等が遠隔地から同時双方向に指導等を行う事業  
**(ICT活用型)**

ウ 郵送等を利用して提供される学習活動であって、指導員等の訪問等による対面指導または集合型通所指導（スクーリング）が行われる事業  
**(通信型)**

## 運営主体に関する事項

- 法人格を有し、安定的な運営に支障がない程度の財務状況であること。
- 不登校児童生徒に対する指導等について深い理解と知識または経験を有し、かつ一定の社会的信頼を有していること。
- 次の条件をすべて満たしていること。
  - ア 政治活動、宗教活動を主たる目的としていないこと。
  - イ 納税すべき税金を完納していること。
  - ウ 暴力団等の関係ではないこと。

## 運営主体に関する事項

- 事業の目的が、**児童生徒の学校への復帰を妨げるものではない**こと。
- **著しく営利本位でなく**、保護者等に対し、入会金や授業料等の経済的な負担について、適切な情報提供がなされていること。
- 尼崎市内において利用することが可能なこと。

## 連携・協力に関する事項

- 運営事業者は、学校と相互に必要な情報等を交換するなど、十分な連携・協力関係を構築すること。
- 運営事業者は、当該事業等について当該児童生徒が在籍する学校に定期的に情報提供を行うこと。
- 運営事業者は、指導等の状況を保護者に定期的に連絡するなど、十分な連携・協力関係を構築すること。

## 相談・指導等に関する事項

- 我が国の学校教育制度を踏まえながら、**個人のおかれている状況に配慮した計画的な相談・指導等が行われていること。**
- 当該児童生徒が行うICT 等を活用した**学習内容の把握が適切に行われていること。**
- 受け入れにあたっては面接などで、当該児童生徒の状況の把握が適切に行われていること。
- **体罰などの不適切な指導がなく、児童生徒の人権を尊重した指導が行われていること。**

## 指導スタッフ等に関する事項

- ▶有資格者を1名以上配置していること。
- ▶スタッフは、児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について十分な知識又は経験を持ち、その指導に熱意を有していること。
- ▶事業の実施に必要な人数のスタッフを有し、配置していること。
- ▶専門的なカウンセリング等を行う場合は、それを行うにふさわしい資格を有し、かつ専門的知識と経験を備えたスタッフが対応にあたっていること。

## 指導スタッフ等の資格に関する事項

次のいずれかの資格等を持つものを1名以上配置

- (1)教員免許
- (2)社会教育主事任用資格
- (3)保育士
- (4)公認心理師
- (5)臨床心理士
- (6)社会福祉士
- (7)精神保健福祉士
- (8)児童福祉司任用資格
- (9)社会福祉主事任用資格
- (10)児童指導員任用資格
- (11)2年以上にわたり児童生徒の教育指導又は児童福祉業務に従事していた者
- (12)その他上記に準じる知識、技能又は経験を有すると教育委員会が認めた者

## 出席日数に計上する活動に関する事項

➤ 次の活動を行った日を出席日数として計上し、在籍校に報告するものとする。

ア 各教科等における学習活動

イ 次のようなソーシャルスキルトレーニング  
及び社会的自立を促す活動

- ・ 対人関係を営むための活動
- ・ 社会体験活動      ・ 自然体験活動
- ・ 創作活動

ウ 教育相談及びカウンセリング

## 認定のための手続き

指導要録上出席扱いとすることができる不登校児童生徒を対象とした民間通所施設の認定に係る手続きについて



ページ番号1016209

更新日 平成31年4月15日

印刷

大きな文字で印刷

尼崎市では、指導要録上出席扱いとすることができる不登校児童生徒を対象とした民間通所施設の基準（ガイドライン）に基づき、認定を行います。

民間施設において申請を希望される場合は、申請要項をご覧の上、添付している申請書に必要事項を記入し、担当課までご送付ください。

### 添付ファイル

- [01 指導要録上出席扱いとすることができる不登校児童生徒を対象とした民間通所施設の認定に係る申請要項（別紙1）（PDF 164.5KB）](#)
- [02 指導要録上出席扱いとすることができる不登校児童生徒を対象とした民間通所施設の基準【通所型の民間施設用】（別紙2）（PDF 218.3KB）](#)
- [03 指導要録上出席扱いとすることができる不登校児童生徒を対象とした民間通所施設の基準【訪問・ICT活用型の民間事業者用】（別紙3）（PDF 225.4KB）](#)

# 認定のための手続き

年 月 日

尼崎市教育長 様

## 申請書

指導要録上出席扱いとすることができる不登校児童生徒を対象とした民間通所施設の認定に係る申請要項に基づき、つぎのとおり申請します。

会社名 団体名)		
代表者職 氏名	役職名	
	カナ	
	漢字	
住所		〒

## その他不登校支援の取組

➤不登校支援団体ネットワーク会議

教育委員会・学校と民間団体等の連携促進の場として開催

【平成30年度実績】

①平成30年8月20日(月)

②平成31年1月31日(木)

**認定ガイドラインもこのネットワーク会議で協議して、原案を作成した。**



## その他不登校支援の取組

### ➤不登校の子どもを持つ親の集い

【平成30年度実績】

#### ○市内小中学校在籍児童生徒の保護者対象

平成30年11月13日（火）

#### ○不登校の子どもを持つ 保護者とその支援者対象

平成31年1月29日（火）

